

令和6年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和6年9月10日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和6年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において4番松井敬道さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月12日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月12日までの3日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案12件、報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和6年第3回臨時会以降昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議の説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 4 号

○議長（本田加津子君） 日程第4 報告第14号令和5年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

報告第14号令和5年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、将来負担比率は算定されないため、数値は表示されません。

実質公債費比率は8.7%であります。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第14号は報告済みといたします。

報 告 第 1 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第15号令和5年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第15号令和5年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

会計の名称、病院事業会計、下水道事業会計、全ての会計において資金不足額がないため、数値は表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これで、報告第15号は報告済みといたします。

議案第27号

○議長（本田加津子君） 日程第6 議案第27号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第27号教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

記。

住所、歌志内市字本町65番地。

氏名、扇丈展。

生年月日、昭和27年1月31日。

提案理由は、教育委員会委員扇丈展氏が令和6年11月9日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

扇丈展氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、これに同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

○議長（本田加津子君） ここで、ただいま教育委員会委員に任命同意されました扇教育委員会委員より御挨拶を受けたいと思います。

扇教育委員会委員、御登壇願います。

○教育委員会委員（扇丈展君） ー登壇ー

皆さん、おはようございます。扇でございます。

議会中貴重なお時間をいただき、大変恐縮でございますが、先ほど本会議におきまして、私の教育委員再任について御同意を賜りましたことに、心からお礼を申し上げるとともにこの重責を感じ、身の引き締まる思いでございます。

さて、義務教育学校歌志内学園の開校から4年を迎えますが、先日来の空知教育局の学校視察において、児童生徒の皆さんは挨拶や声かけなど、落ち着いて健やかに学校生活を送られていると、良い評価を得ていると聞いております。

これもひとえに校長をはじめ、教職員の皆様のたまものであると思っておりますが、私はここにおられる、議員の皆さんをはじめ、市民の皆様方のあたたかい御意見、御支援、御協力などが、その一助であると考えております。

また、児童センター一元化施設の建設がいよいよ始まりますが、完成の折には子供たちの新たな居場所提供など、有効活用を図るために私も関わってまいりたいと考えております。

このたびの再任に当りまして、子供たちの健やかな成長のため、教育推進のため、微力ではございますが、引き続き、皆様方の御指導、御支援を賜りながら職責を全うしていく所存でございますので、よろしく願いを申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（本田加津子君） ありがとうございます。

以上で、教育委員会委員任命同意の御挨拶を終わります。

午前10時12分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第28号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第28号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第28号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠199番地54。

氏名、加藤雅昭。

生年月日、平成4年2月6日。

提案理由は、公平委員会委員板谷宏氏が令和6年9月25日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次ページをお開き願います。

加藤雅昭氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字文珠199番地54。

現住所、歌志内市字文珠199番地54。

学歴、平成26年3月、酪農学園大学酪農学部農業経済学科卒業。

略歴、平成26年4月、加藤建設株式会社入社。

平成31年4月、加藤建設株式会社常務取締役。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 2 9 号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字本町1027番地10。

氏名、宇佐美淳。

生年月日、昭和45年1月31日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員板谷宏氏が令和6年12月13日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

宇佐美淳氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字本町62番地1。

現住所、歌志内市字本町1027番地10。

学歴、昭和63年3月、北海道歌志内高等学校卒業。

職歴、昭和63年4月、歌志内市奉職。

令和2年4月、産業課主幹。

令和3年4月、教育委員会事務局主幹。

令和3年5月、歌志内市退職。

令和5年4月、社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会、デイサービスセンター勤務。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 3 0 号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第30号児童館等一元化施設新築工事（建築主体）の請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第30号児童館等一元化施設新築工事（建築主体）の請負契約について御提案申し上げます。

児童館等一元化施設新築工事（建築主体）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、児童館等一元化施設新築工事（建築主体）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、9億7,130万円。

4、契約の相手方、岩田地崎・和泉特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長、岩田圭剛。

5、入札年月日、令和6年8月27日。

提案理由は、児童館等一元化施設新築工事（建築主体）の本契約に当たって、予定価格が1億5,000万円以上であるため、法令及び条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3点ほど聞いておきたいと思います。

入札の金額なのですけれども、私が議員になってからこれぐらいの大きな金額の入札という

のはあまりなかったのかなと、私の中では記憶していないのですけれども、入札金額の妥当性というのはどういうふうに考えられているのか聞いておきたいと思います。

あと、ずっと言われているのですけれども、物価高騰したときの今後の対策ということを知りたいと思います。

あと、最後に、先日の臨時議会の中でも答弁をもらっているのですけれども、市債のほうがちよっと増えるということで、市民の負担増になってくるという答弁をいただきました。

市として、市民の負担が増えるという認識について、どういうふうに考えているのか聞いておきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） このたびの入札につきましては、御存じのように建築主体におきまして不落という経過がございました。その後、再積算を行いまして、2回目の入札に至り、このたびの落札、契約金額となりました。

妥当性という部分につきましては、1回目の不落という部分もありましたけれども、99%を超えているという落札率でございます。そういった部分では、非常に道単価を基にして積算した部分と実勢価格の差といった部分で、こういったことが生じたのかなと思っておりまして、これが妥当と言えるかどうかというのは分かりませんが、現実、今の世の中は厳しい世の中になっているのかなと考えております。

物価の上昇の対策といった部分に関しましては、先ほども申し上げましたが、現実の道単価と実勢価格の差、こういった部分をしっかりと見積り等を徴取しながら、実態に合った物価の価格といったものをしっかりと押さえることが必要なのかなと考えております。

また、資材に関しての市民の負担という部分につきましては、確かに市民の負担という部分もあるのかもしれませんが、いい施設をつくることによって、それが市民の利用、また、市民が幸せになってこの施設等を利用できるという部分に代えたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま佐渡課長のほうからお話ありましたように、市の市債が増えるということに伴いまして、将来の市民への負担というものは間違いのない部分はあるのかもしれませんが、やはりそういった今後の財政の部分、そういった部分はしっかりと見据えながら、先ほど課長が言いましたように、市民に好かれる、子供たちの居場所ということでのしっかりとした建物の目的というものを果たしていくよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第30号に対する反対の立場で討論をしたいと思っております。

反対の内容は、先日行われた臨時議会の中で討論として述べたとおりでありますけれども、先日の補正で、市債によって市民の負担が増えることはやはり大きな問題と考えます。

この一元化施設において住民生活が向上されると言われる中で、市民の負担が増えることは、本当にこれからの歌志内市にとって、住民の生活向上になるのか、各施設の老朽化が著しい当市において必要な施設かもしれませんが、住民の負担が増えることはちょっと違うのではないかと感じております。

今後、保険税の値上げや生活費のさらなる負担増がささやかれている中で、積み立てした基金など、こういったものは住民生活の支援に使うことが、安心して暮らせるまちづくりと、住民生活の向上だと考えております。そのために、議案第30号に反対したいと思っております。

○議長（本田加津子君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 私は、議案第30号に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、本議会の審査を得て予算計上された児童館等一元化施設新築工事に係る請負契約について、本契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

児童館等一元化施設新築工事に係る予算については、本議会において十分な審議を経た上で可決されたものであり、当該施設の新築工事については速やかに行われるべきものであると考えます。

したがって、本議案による本契約の締結は、当然に必要なものであると考えることから、本議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（本田加津子君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第30号について起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君） 起立多数であります。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 1 号

○議長（本田加津子君） 日程第10 議案第31号児童館等一元化施設新築工事（電気設備）の請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第31号児童館等一元化施設新築工事（電気設備）の請負契約について御提案申し上げます。

児童館等一元化施設新築工事（電気設備）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、契約の目的、児童館等一元化施設新築工事（電気設備）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1億4,850万円。
- 4、契約の相手方、平尾・加藤特定建設工事共同企業体。代表者、砂川市東4条南3丁目3番19号、株式会社平尾電気商会、代表取締役、平尾嘉典。
- 5、入札年月日、令和6年8月27日。

提案理由は、児童館等一元化施設新築工事（電気設備）の本契約に当たって、予定価格が1

億5,000万円以上であるため、法令及び条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第31号に反対の立場で討論いたします。

反対内容は、先ほどの議案第30号とほぼ同じ内容です。一元化施設に係る費用をもっとソフト面に活用して、住民生活の支援と、住民生活向上に回すべきと私は考えますので、反対といたします。

○議長（本田加津子君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 議案第31号に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

賛成する趣旨につきましては、先ほどの議案第30号と同様であります。議会における審議を経た予算の執行に係る請負契約の締結でありますので、本議案による本契約の締結は当然に必要なものであると考えることから、本議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（本田加津子君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第31号について起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 2 号

○議長（本田加津子君） 日程第11 議案第32号児童館等一元化施設新築工事（機械設備）の請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第32号児童館等一元化施設新築工事（機械設備）の請負契約について御提案申し上げます。

児童館等一元化施設新築工事（機械設備）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、契約の目的、児童館等一元化施設新築工事（機械設備）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億8,150万円。

4、契約の相手方、経塚・西出特定建設工事共同企業体。代表者、札幌市東区北15条東1丁目4番22号、経塚工業株式会社札幌支店、取締役支店長、近野康幸。

5、入札年月日、令和6年8月27日。

提案理由は、児童館等一元化施設新築工事（機械設備）の本契約に当たって、予定価格が1億5,000万円以上であるため、法令及び条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第32号に反対の立場で討論いたします。

反対内容は、議案第30号、31号と同様です。一元化施設に係る費用をもっとソフト面に活用して、住民生活の支援、生活向上に回すべきと考えますので、反対といたします。

○議長（本田加津子君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 議案第32号に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。賛成する趣旨につきましては、先ほどの議案30号及び議案第31号と同様であります。議会における審議を経た予算の執行に係る請負契約の締結でありますので、本議案による本契約の締結は当然必要なものであると考えることから、本議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（本田加津子君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第32号について起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 3 号

○議長（本田加津子君） 日程第12 議案第33号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第33号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第2

91条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第4条の改正、第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める改正及び別表第1（第4条関係）を削り、「別表第2」を「別表」とする改正は、マイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、市町村が行う事務について整理するため、関係条文などの整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ちょっと確認しておきたいと思います。今回の議案は、広域連合の規約の変更ということで重々承知しております。

ただ、内容が、国からのマイナ保険証の強行ということで、いろいろ強行することによって、住民の中からも不安な声が聞こえているという認識でいます。そのために、広域連合と市ときちんとした連携がされていないと、今後、マイナ保険証の運用だとか、そういったことも多分不透明になってくる可能性もあるので、その辺、きちんとした連携を図っていただきたいと思うのですけれども、その辺、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 今、議員のほうからおっしゃられたことにつきましては、マイナ保険証に係る部分だと思われま。

この部分につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合のほうから提供される情報を基に、今までも私たちとしては、そういう情報を住民周知しているつもりでございますが、これまでどおり安心して必要な医療を受けていただくための周知、広報等を行いながら、住民が抱えている不安というものを一つでも解消できるように、連携しながら努めていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今、課長の答弁の中で、住民の方々に分かりやすく周知していきたいということでもあります。やっぱり広域連合がきちんとかじ取りをしてもらうことが最優先になってくるのかと思うのですけれども、その中で、市の職員の方々の業務の手續だとか、いろいろな形で負担が出てくるのかと思いますので、その辺、広域連合の役割と市の役割をきちんとして明確化してもらって、不安のないように進めていただきたいと思いますが、再度、答弁をもらって、終わりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 議員おっしゃるとおり、連携というか、新しいことでございますので、お互いに事務にそごがあつてはならないかなと思います。当然ながら広域連合のほうと

も通達される書類の中身を確認しながら、住民に不安だとかマイナスになるようなことがないような的確な対応ということで、内部で協議しながら対応に努めていきたいと改めて申し上げますところでございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号より議案第36号

○議長（本田加津子君） 日程第13 議案第34号より、日程第15 議案第36号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第34号の決算認定につきまして御提案申し上げます。

なお、議案第35号につきましては市立病院事務長から、議案第36号につきましては建設課長より御提案申し上げます。

議案第34号令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、令和5年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の3会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

令和5年度各会計決算の概要でございます。朗読いたしまして、説明に代えさせていただきます。

1、令和5年度各会計決算の概要。

令和5年度は、歌志内市総合計画の後期基本計画も後半に入り、計画目標の達成を考慮しつつ、引き続き具体的な施策を展開するとともに、事業内容をより一層充実させる必要があると考え、人口減少や日常化した感染対策、食料品等の価格や電気料金の高騰といった喫緊の課題なども考慮しながら、地域経済の活性化、医療福祉や消防救急体制の整備、住環境・教育環境の整備などを行い、「みんなで創る笑顔あふれるまち」、「すべての市民が幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指してきました。

中でも「活力と魅力あふれるまち」として、移住定住を促進すべく、子育て世帯向けの新たな助成制度の創設や拡充のほか、企業の設備整備や、創業に対する補助制度の継続、プレミアム付き商品券による消費喚起など、市内事業者の元気を呼び起こす取組、「健康で心ふれあうまち」としては、予防接種や医療費の無料化や75歳以上の市民を対象として、新たにタクシー・バスを利用した市内移動の支援、「豊かな心を育む教育と文化のまち」としては、高等学校等就学支援金の増額、新たな児童・生徒スキー用具レンタル費の全額助成、新7年生への運動着支援など、子育て世帯の経済的支援の強化など、市民と協働で創るまちづくりを着実に推進いたしました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下3会計における歳入歳出決算の総額は、歳入49億2,232万1,000円、歳出46億6,213万8,000円で、2億6,018万3,000円の黒字となりました。前年度と比較し、歳入で7億5,644万7,000円、13.3%の減、歳出で8億4,462万6,000円、15.3%の減となりました。

各会計別の収支は、一般会計で2億5,611万円、国民健康保険特別会計で394万4,000円、後期高齢者医療特別会計で12万9,000円の黒字となりました。

2、歳入歳出の状況。

(1) 一般会計。

歳入増となった主な科目は、市債7,950万4,000円（対前年度比54.6%）、市税3,240万6,000円（同16.5%）などで、前年度を上回りました。

その内訳としましては、ロータリー除雪車購入に伴う市債の増、法人市民税の申告額の増加に伴う市税の増となっています。

一方、歳入減となった主な科目は、繰入金3億7,650万5,000円（対前年度比△88.5%）、繰越金1億5,246万5,000円（同△47.6%）などで、前年度を下回りました。

その内訳としては、商業施設新築に伴う公共施設等整備基金の取り崩しによる繰入金の減、繰越金は、前年度繰越金の減となっております。

歳出（性質別分析）では、投資的経費が4億7,427万円（構成比10.6%）、義務的経費が18億8,877万1,000円（同42.0%）、その他の経費が21億2,706万4,000円（同47.4%）となっております。

前年度との比較では、投資的経費が3億4,388万4,000円（対前年度比△42.0%）の減、義務的経費が9,339万6,000円（同△4.7%）の減、その他の経費が1億4,135万2,000円（同△6.2%）の減となりました。

投資的経費の減は、商業施設等建設事業における工事請負費の減によるもので、その他の経費の減は、公共施設等整備基金への積立金の減によるものでございます。

(2) 特別会計。

2会計合わせて歳入総額は1億7,610万6,000円で、前年度と比較して2億6,621万4,000円（対前年度比△60.2%）の減で、その主な要因は、国民健康保険特別会計における国民健康保険税の減のほか、公営企業会計への移行に伴う市営公共下水道特別会計の廃止によるものでございます。

歳出は、投資的経費が皆減、義務的経費が1,395万2,000円（同△90.4%）、その他の経費が1億5,808万1,000円（同△30.5%）、総額1億7,203万3,000円で、前年度と比較して、△2億6,599万4,000円（同△60.7%）となっております。

り、投資的経費が皆減となった主な要因は、公営企業会計への移行に伴う市営公共下水道特別会計の廃止。その他の経費の減の主な要因は、国民健康保険特別会計における積立金の減によるものでございます。

3、財政構造（普通会計ベース）。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は92.8%（前年度93.3%）、財政力の強弱を示す財政力指数は0.103（同0.105）、公債費比率は5.4%（同7.3%）でございます。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は8.7%（同8.9%）でございます。

4、投資的事業（1件1,000万円以上）。

市有林一般経費（森林環境保全整備事業業務委託料）、定住促進事業（住宅建設等奨励金）、観光施設活性化推進事業（チロルの湯改修）、道路維持一般経費（ロータリー除雪車購入）、道路改修事業（筍沢線、歌神川向東線）、住宅改修事業（屋上防水・外壁塗装、解体除却、駐車場整備）、学校改修事業（校舎外壁改修）、児童センター等一元化施設建設事業（調査設計委託料）。

5、各会計補正予算以下の説明につきましては、説明を省略させていただきます。

以上が令和5年度各会計決算の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君）－登壇－

議案第35号令和5年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

議案第35号令和5年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

内容につきましては、令和5年度歌志内市病院事業会計決算書により御説明いたしますので、病院事業会計決算書の8ページをお開き願います。

令和5年度歌志内市病院事業報告書でございます。朗読いたしまして説明に代えさせていただきます。

令和5年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

（1）総括事項。

令和5年度におきましては、前年度と同様に、平成29年度に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針に掲げ、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

医師体制につきましては、年度途中で固定医師1名が退職し、院長1名体制となりましたが、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援により、診療体制に支障とならない運営を維持することができました。

なお、新たに固定医師1名を確保できる見通しとなったことから、令和6年4月からは院長、副院長の2名体制で安定的な医療の提供に努めることとします。

経営面では、患者数の減少により、入院収益が大きく減額したほか、その他医業収益も新型コロナワクチン接種縮小の影響を受け、予防接種料が減額となるなど、病院事業収益が前年度と比べ4,067万4,000円の減額となり、大変厳しい経営を余儀なくされました。

また、費用においても、各科目で増減はあったものの、総体では前年度実績を上回ることと

なりました。

結果として、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図りましたが、当年度収支で3,063万4,000円の純損失が生じ、累積欠損金が7億9,360万7,000円で本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は1万5,645人(1日平均42.7人)で、前年度より289人(1日平均1.0人)の減少で、外来患者数は9,476人(1日平均39.0人)で、前年度より95人(1日平均0.4人)の増加であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び18ページから20ページの収益費用明細書により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億7,722万3,000円で、内訳は、医業収益が3億4,913万円、医業外収益が2億2,809万3,000円で、総事業収益を前年度と比較いたしますと4,067万4,000円の減であります。

その内訳の主なものは、医業収益の入院収益が1,944万2,000円の減、外来収益が36万8,000円の増、その他医業収益が1,108万6,000円の減となり、医業収益総体では3,016万円の減であります。

医業外収益では、他会計補助金が894万8,000円の減、補助金が265万6,000円の減となり、医業外収益総体では1,051万4,000円の減であります。

一方、総事業費用は6億785万7,000円で、内訳は医業費用が5億7,604万8,000円、医業外費用が3,180万9,000円であります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと280万1,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の材料費が457万1,000円の減、経費が220万6,000円の増、減価償却費が199万4,000円の増となり、医業費用総体では87万円の減であります。

医業外費用は、雑損失が資本的支出で実施した改築工事や資産購入に係る仮払消費税の増加により279万9,000円の増となり、医業外費用総体では367万1,000円の増であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書により御説明いたします。

総収入額は1億578万円で、内訳は、企業債が9,040万円、出資金が1,526万8,000円、他会計繰入金が11万2,000円であります。

総支出額は1億2,398万9,000円で、内訳は、建設改良費が9,062万4,000円、企業債償還金が3,336万5,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,820万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

以上、病院事業会計の令和5年度事業概況につきまして御報告申し上げます。よろしく御願いたします。

○議長(本田加津子君) 佐渡建設課長。

○建設課長(佐渡憲博君) 一登壇一

議案第36号令和5年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について御提案申し上げます。令和5年度歌志内市下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度歌志内市下水道事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容については、令和5年度歌志内市下水道事業会計決算書により御説明しますので、下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和5年度歌志内市下水道事業報告書でございます。朗読いたしまして説明に代えさせていただきます。

1、概況。

(1) 総括事項。

(イ) 業務状況。

令和5年度の年間汚水処理量は45万603立方メートルで、前年度に比べ2.3%の減少。年間有収水量は30万3,085立方メートルで、前年度に比べ2.4%の増加となりました。この結果、有収率は67.3%で、前年度に比べ3.1ポイントの増となりました。

また、年度末の処理区域内人口は2,619人で、人口普及率は98.9%となりました。

(ロ) 収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税抜き）。

総収益は2億8,066万3,000円で、営業収益が7,419万3,000円、営業外収益が1億9,052万2,000円（うち他会計補助金1億1,106万2,000円、長期前受金戻入7,945万9,000円）、特別利益は1,594万8,000円となりました。

なお、特別利益は、平成30年度から令和4年度の消費税及び地方消費税の更正に係る還付金の収益であります。

一方、総費用は1億9,749万9,000円で、営業費用が1億8,699万4,000円（うち減価償却費1億5,165万6,000円）、営業外費用が888万3,000円、特別損失が162万2,000円となりました。

なお、特別損失は、公営企業会計移行に伴い、移行後に計上した令和4年度分の賞与引当金と令和4年度の消費税等納付みあいの費用であります。

この結果、当年度純利益は8,316万4,000円となりました。

(ハ) 資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税込み）。

総収入額は190万円で、全額企業債であります。

一方、総支出額は9,003万5,000円（うち建設改良費282万5,000円、企業債償還金8,721万円）であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,813万5,000円は、引継金1,940万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額25万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,847万4,000円で補填いたしました。

以上、下水道事業会計の令和5年度事業概況でございます。

議案第34号、議案第35号、議案第36号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） ここで、10分間程度休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第34号より議案第36号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号より議案第36号までについては、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号より議案第36号までについては、6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に、能登直樹さん、佐藤良治さん、山崎瑞紀さん、松井敬道さん、女鹿聡さん、下山則義さん、以上のとおり指名をいたします。

議案第37号及び議案第38号

○議長（本田加津子君） 日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第37号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたします。

議案第37号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,909万7,000円とする。

第2項は省略いたします。

以上、議案第37号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御願いたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） ー登壇ー

おはようございます。

それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、議案7ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費2万1,000円の増額補正は、宿日直員の採用に伴い、通勤に係る費用弁償が不足することから増額するものであります。

14節工事請負費192万5,000円の増額補正は、教職員住宅の建設に伴う設計変更

よるもので、建設用地にコンクリート枠が埋没していたことから、撤去に要する費用及び基礎用のくいについて、想定していた長さを超過することが判明したことから、これらに対応するため増額するものであります。

1 1 目定住促進費 1 8 節負担金補助及び交付金 1, 1 8 5 万円の増額補正は、住宅奨励金に係る申請件数の増によるものでございます。

1 2 目諸費 2 2 節償還金利子及び割引料 1, 0 8 2 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、生活保護費 国庫負担金等の前年度実績確定に伴う国及び道支出金の返還金の増によるものであります。

4 項選挙費 2 目市長選挙費 1 1 節役務費 5 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、1 0 月の郵便料金改定に伴い、市長選挙における入場券などの郵送費用が不足することから増額するものであります。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目障害者福祉費 1 9 節扶助費 2 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、複数の福祉関係サービスの利用や同一世帯で複数のサービス利用がある場合に、利用者負担上限額を超える費用を還付する制度の利用が新たに見込まれることから増額するものでございます。

3 項 1 目とも生活保護費 1 2 節委託料 1 7 3 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、法改正に伴う就労自立給付金や被保護世帯に係る高卒就職者の新生活準備費用の支援に対応するための生活保護システム改修費用であります。

4 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 1 2 節委託料 1 6 9 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、児童手当制度の拡充に対応するためのシステム改修費用であります。

9 ページに参りまして、2 目児童福祉事業費 1 9 節扶助費 9 5 8 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、1 0 月から拡充される児童手当関係分として 9 3 6 万円、児童福祉サービスにおいて、障害者福祉費の補正と同様の還付制度の利用が新たに見込まれることから 2 2 万 4, 0 0 0 円を増額するものであります。

今回、児童手当の拡充に伴う補正予算につきましては、支出科目の整理を行うなど、予算額が増減しておりますので、内容等について資料により御説明させていただきます。

定例会資料の 2 ページをお開き願います。

今回の児童手当制度の拡充でございますが、まず、支給対象者が中学校修了までの児童から高校生年代までの児童に引き上げられ、所得制限が廃止されております。手当月額は、表の中ほどにあるとおり、これまで 3 歳未満の一律 1 万 5, 0 0 0 円の支給額が 3 歳未満の第 1 子、第 2 子、1 万 5, 0 0 0 円、第 3 子以降が 3 万円となり、今回の補正で 1 8 9 万円及び 2 7 0 万円を増額しております。

また、3 歳から小学校修了まで、中学生、所得制限以上の児童については、3 歳から高校生年代までに区分され、そのうち第 1 子、第 2 子が 1 万円、第 3 子以降が 3 万円となり、6 5 4 万円及び 4 6 8 万円を増額しております。

表右側の拡充前予算額減額として記載の 6 4 5 万円の減は、従前の制度により 1 年分計上していた当初予算額から 9 月までの支給見込額を差し引いた額を減じるものでございます。

議案のほうに戻りまして、1 1 ページをお開き願います。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費 1 2 節委託料 7 4 7 万円の増額補正は、国から示された新型コロナワクチン定期接種の標準的接種費用が 7, 0 0 0 円から 1 万 5, 3 0 0 円に引き上げられたことに伴い、接種見込数 9 0 0 人分の差額を増額するものであります。

次に、7 款 1 項とも商工費 1 目商工業振興費は、企業版ふるさと納税寄附金の収入による財源区分の変更によるもので、予算額に変更はございません。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費18節負担金補助及び交付金200万円の増額補正は、住宅改修及び解体件数の増加による住宅改修促進助成金の増によるものであります。

次に、10款教育費5項青少年対策費2目児童厚生施設費は、商工費と同じく企業版ふるさと納税寄附金の収入による財源区分の変更によるもので、予算額に変更はございません。

13ページに参りまして、14款1項とも職員費1目職員給与費3節職員手当等162万円の増額補正は、10月からの児童手当制度改正に伴い、職員分の児童手当を増額するものであります。

次に、15款1項1目とも予備費586万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、15ページから18ページに給与費明細書を掲載しておりますので御参照願いたいと思います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金11万2,000円及び8節児童福祉支援給付費負担金11万2,000円の増額補正は、歳出の民生費で計上した福祉サービス利用者の負担上限額を超える費用の還付制度に対する負担金でございます。

9節被用者児童手当負担金118万4,000円の減額補正から18節児童手当負担金1,312万4,000円の増額補正までは、児童手当制度の拡充に伴う国庫負担金の増減によるものであります。

2項国庫補助金2目民生費補助金2節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金75万円の増額補正は、生活保護システム改修費用への補助金であります。

4節子ども・子育て支援事業費補助金169万4,000円の増額補正は、児童手当システム改修費用への補助金であります。

次に、15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金2節障害者自立支援給付費負担金5万6,000円及び8節児童福祉支援給付費負担金5万6,000円の増額補正は、国庫負担金と同じく福祉サービス利用者の負担上限額を超える費用の還付制度に対する道負担金であります。

9節被用者児童手当負担金12万8,000円の減額補正から、5ページに参りまして、15節児童手当負担金134万2,000円の増額補正までは、児童手当制度の拡充に伴う道支出金の増減によるものであります。

次に、17款1項とも寄附金2目1節とも、ふるさと応援寄附金109万9,000円の増額補正は、企業2社から申出のありました企業版ふるさと納税寄附金の収入によるものであります。

次に、18款1項とも繰入金3目1節とも過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金200万円の増額補正は、歳出の土木費で計上した住宅改修促進助成事業補助金の増によるものであります。

5目1節とも公共施設等整備基金繰入金100万円の減額補正は、企業版ふるさと納税寄附金の一部を児童館等一元化施設の建設事業費へ充当することから、基金からの繰入額を減額するものであります。

次に、19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金3,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

次に、20款諸収入4項雑入3目1節とも過年度収入354万円の増額補正は、障害者自立支援給付費等の前年度実績確定による国及び道支出金の追加交付による増であります。

8目12節とも雑入747万円の増額補正は、歳出の衛生費で計上した新型コロナワクチン定期接種費用の増に対する補助金であります。

以上で、議案第37号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） ー登壇ー

議案第38号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

議案第38号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億2,022万7,000円に467万円を増額し、6億2,489万7,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額3億9,070万7,000円に467万円を増額し、3億9,537万7,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億8,883万2,000円に750万6,000円を増額し、6億9,633万8,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額6億7,960万6,000円に750万6,000円を増額し、6億8,711万2,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えるものです。

（債務負担行為）。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、給食業務委託。

期間、令和7年度より至令和9年度。

限度額、1億2,444万8,000円。

これは、現在、契約を締結している給食業務委託契約が令和7年3月31日をもって満了となるため、令和7年4月以降の業務委託について、本年度中に委託業者選定などの事務手続を進める必要があることから、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、実施計画並びに説明書について御説明いたしますので、1ページをお開きください。

支出から御説明いたします。

1款病院事業費用1項医業費用2目材料費1節薬品費750万6,000円の増は、一般会計補正予算で説明のあった新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン購入費の増で、当初予算では、1回当たり3,260円で計上しておりましたが、1回当たり1万1,600円と見込んで増額しようとするものであります。

次に、収入の1款病院事業収益1項医業収益3目その他医業収益1節公衆衛生活動収益467万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種料の増で、当初予算では1回当たり7,000円で計上しておりましたが、1万5,300円と見込むとともに、接種者数を調整した上で増額しようとするものであります。

2ページのキャッシュ・フロー計算書及び3ページの3、債務負担行為に係る調書の説明は

省略させていただき、4ページの4、令和6年度歌志内市病院事業予定貸借対照表につきまして御説明いたします。

御提案した補正予算の結果、5ページの7、剰余金の(2)欠損金、ロの当年度純損失は、当初予算より257万9,000円増の8,234万6,000円となり、欠損金合計は8億9,773万4,000円となる見込みとなっております。

以上、議案第38号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(本田加津子君) これより、議案第37号令和6年度歌志内市一般会計補正予算(第5号)について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) 児童手当の件で聞きたいと思います。今回の児童手当なのですけども、国の事業で拡充ということで行われました。かなり前から児童手当を上げてくれということで、国会のほうでも言われていて、ようやく政府は上げてくれることになったのですけれども。

そこで、資料に書かれている中で、②、④、第3子以降3万円ということで、それ以外の①と③の子供たちに対しては、1万5,000円、1万円となっています。国がこういうことで示していますけれども、歌志内市の力で、財力のほうで、②、④の子供たちと同じ3万円に全部均一にして、児童手当の足りない分を歌志内で、予算は全部3万円にして、生活支援ということに充てる方向性というの私は必要なのかと思うのですけれども、その辺、話し合われたのかどうなのかというのを聞いておきたいと思います。

○議長(本田加津子君) 平間副市長。

○副市長(平間靖人君) ただいま女鹿議員のほうから、子育て世帯の支援ということなのかと思いますけれども、今回、国のほうの制度の見直しの中で、こういった形で国に倣って私どものほうも補正予算という形でさせていただいておりますけれども、言われるような市独自の部分の金額の増額につきましては、今回、内部検討を行ったという経過はございません。

○議長(本田加津子君) 女鹿聡さん。

○6番(女鹿聡君) 国がやることに倣えというの分かりますけれども、それ以上の、子供が少ない歌志内市にとって、子供を育ててもらっている家庭というのは、かなりバックアップしていく必要もあると思うので、今後、こういったことも踏まえて話を進めていってもらいたい。国がこういうふうに示してくれたので、できるだけ①、③の子供たちに対しても3万円に近づけるような手段を取って、助成拡充していただきたいと思うのですけれども、今後、課題としてどうですか。

○議長(本田加津子君) 平間副市長。

○副市長(平間靖人君) ただいま女鹿議員のおっしゃられる部分、十分承知している部分でございまして、本市といたしまして、子育て支援につきましては、ほかの部分も含めまして、相当の部分で他の自治体と比較しましても頑張っている部分なのかと考えているところがございますので、議員がおっしゃられる部分で十分分かりますけれども、今回につきましては、この内容で進めさせていただきたいと思っております。

○議長(本田加津子君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(本田加津子君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第38号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全て終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

（午前11時44分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 松 井 敬 道

署名議員 川 野 敏 夫